

サービス関連約款

2020年3月31日付改定 新旧対照表

Zenlogic ホスティング 利用契約約款

Zenlogic ホスティング on IDCF Cloud 利用契約約款

Zenlogic ホスティング Powered by Alibaba Cloud 利用契約約款

Zenlogic ホスティング Powered by AWS 利用契約約款

新	旧
<p>第2条 (約款の変更)</p> <p>1 項省略</p> <p>2. 最新の本約款については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点 <u>又は当社が別途指定する日から効力を生じるものとし</u>ます。</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、<u>本約款の変更がお客様に不利益となる場合</u>、15日間の予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</p> <p>4. (省略)</p> <p><u>5. 本約款の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</u></p> <p>第35条 (免責) 6項</p> <p><u>6. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</u></p>	<p>第2条 (約款の変更)</p> <p>1 項省略</p> <p>2.最新の約款については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとお客様はあらかじめこれに同意するものとします。</p> <p>3.第1項の定めにかかわらず、<u>本約款の変更が現に利用中のサービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたり当社が判断する場合</u>、15日間以上の予告期間において変更後の約款の内容をお客様に通知 することにより本約款を変更するものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。</p> <p>4.(省略)</p> <p>(追加)</p> <p>第35条(免責)6項 (追加)</p>

ドメイン名登録サービス約款

新	旧
<p>第3条（本約款等の変更）</p> <p>1項・2項 省略</p> <p>3. <u>第1項の定めにかかわらず、本約款等の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本約款等を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、お客様に通知することにより本約款等を変更するものとします。</u></p> <p>4項 省略</p> <p><u>5.本約款等の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</u></p> <p>第30条（損害賠償の制限）</p> <p>1項・2項 省略</p> <p><u>3. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</u></p>	<p>第3条（本約款等の変更）</p> <p>1・2項 省略</p> <p>3. <u>第1項の定めにかかわらず、本約款等の変更が現に利用中のサービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたり当社が判断する場合、15日間の予告期間において変更後の本約款等の内容をお客様に通知することにより本約款等を変更するものとします。</u></p> <p>4項 省略</p> <p>(追加)</p> <p>第30条（損害賠償の制限）</p> <p>1項・2項 省略</p> <p><u>3. 前2項の規定は、お客様が消費者契約法に定める消費者に該当する場合で、かつ当社が故意・重過失による場合は適用されないものとします。</u></p>

ドメイン名登録・管理契約約款

新	旧
第 14 条（損害賠償の制限） 1 項・2 項省略 <u>3. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</u>	第 14 条（損害賠償の制限） 1 項・2 項省略 (追加)

ビジネス会員規約

新	旧
<p>第2条（規約の変更）</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、<u>本規約の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</u></p> <p>4. 本規約の変更の効力発生日以降は、変更後の本規約についてお客様の合意があったものとみなし、会員契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>第20条(免責)</p> <p>9. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</p>	<p>第2条（規約の変更）</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、<u>本規約の変更が会員に対する重大な不利益になると当社が判断する場合、15日間の予告期間において変更後の規約の内容を会員に通知することにより本規約を変更するものとします。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第20条（免責）</p> <p>(追加)</p>

担当者 ID 使用規約

新	旧
<p>第 2 条 (規約の変更)</p> <p>1 項・2 項省略</p> <p>3. 第 1 項の定めにかかわらず、<u>本規約の変更が担当者 ID 登録者に不利益となる場合、15 日間の予告期間において本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</u></p> <p>4. 本規約の変更の効力発生日以降は、変更後の本規約についてお客様の合意があったものとみなし、担当者 ID 使用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>第 16 条(免責)</p> <p>10. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</p>	<p>第 2 条 (規約の変更)</p> <p>1 項・2 項省略</p> <p>3. 第 1 項の定めにかかわらず、<u>本規約の変更が担当者 ID 登録者に対する重大な不利益になると当社が判断する場合、15 日間の予告期間において変更後の規約の内容を担当者 ID 登録者に通知することにより本規約を変更するものとします。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第 16 条(免責)</p> <p>(追加)</p>

SSL サーバ証明書取得・管理契約約款

<p>第 2 条（本約款等の変更）</p> <p>1 項・2 項省略</p> <p>3. 第 1 項の定めにかかわらず、本約款等の変更が<u>お客様に不利益となる場合、15 日間の予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</u></p> <p>4 項省略</p> <p>5. 本約款等の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>第 20 条（損害賠償の制限）</p> <p>3. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</p>	<p>第 2 条（本約款等の変更）</p> <p>1 項・2 項省略</p> <p>3. 第 1 項の定めにかかわらず、<u>本約款等の変更が現に利用中の本サービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたると当社が判断した場合、15 日間の予告期間において変更後の本約款等の内容をお客様に通知することにより本約款等を変更するものとします。</u></p> <p>4 項省略</p> <p>（追加）</p> <p>第 20 条（損害賠償の制限）</p> <p>（追加）</p>
---	--

運用支援約款

新	旧
<p>第2条（本約款等の変更）</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、<u>本約款等の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</u></p> <p>4項省略</p> <p>5. 本約款等の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>第21条（損害賠償の制限）</p> <p>3. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</p>	<p>第2条（本約款等の変更）</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、<u>本約款等の変更が現に利用中の本サービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたり当社が判断した場合、15日間の予告期間において変更後の本約款等の内容をお客様に通知することにより本約款等を変更するものとします。</u></p> <p>4項省略</p> <p>（追加）</p> <p>第21条（損害賠償の制限）</p> <p>（追加）</p>

ホームページ作成サービス約款

新	旧
<p>第2条（本約款等の変更）</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、<u>本約款等の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</u></p> <p>4項省略</p> <p>5. 本約款等の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>第18条(免責)</p> <p>9. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</p>	<p>第2条（本約款等の変更）</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、<u>本約款等の変更が現に利用中の本サービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたると当社が判断した場合、15日間の予告期間において変更後の本約款等の内容をお客様に通知することにより本約款等を変更するものとします。</u></p> <p>4項省略</p> <p>(追加)</p> <p>第18条（免責）</p> <p>(追加)</p>

Zenlogic CDN 約款

新	旧
<p>第 2 条 (約款の変更)</p> <p>1 項・2 項省略</p> <p>3. 第 1 項の定めにかかわらず、<u>本約款の変更がお客様に不利益となる場合、15 日間の予告期間をおいて本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</u></p> <p>4 項省略</p> <p>5. 本約款の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>第 28 条 (免責)</p> <p>6. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</p>	<p>第 2 条 (約款の変更)</p> <p>1 項・2 項省略</p> <p>3. 第 1 項の定めにかかわらず、<u>本約款の変更が現に利用中のサービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたると当社が判断する場合、15 日間以上の予告期間をおいて変更後の約款の内容をお客様に通知することにより本約款を変更するものとします。</u></p> <p>4 項省略</p> <p>(追加)</p> <p>第 28 条 (免責)</p> <p>(追加)</p>

メールソリューションサービス約款

新	旧
<p>第2条 (約款の変更)</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3.第1項の定めにかかわらず、<u>本約款の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。</u></p> <p>4項省略</p> <p>5.本約款の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>第30条 (免責)</p> <p>7.当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。</p> <p>(旧7項を8項とする。)</p>	<p>第2条 (約款の変更)</p> <p>1項・2項省略</p> <p>3.第1項の定めにかかわらず、<u>本約款の変更が現に利用中のサービスにかかる料金、その他本サービスを構成する重要な要素の変更にあたり当社が判断する場合、15日間以上の予告期間において変更後の約款の内容をお客様に通知することにより本約款を変更するものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。</u></p> <p>4項省略</p> <p>(追加)</p> <p>第30条 (免責)</p> <p>(追加)</p>

<p>第 20 条 責任の制限</p> <p>1.本サービスに関し、当社に損害賠償責任が生じた場合の上限は、お客様に損害が発生した月に係る利用料の 1 ヶ月分相当額とします (<u>当社に故意又は重過失がある場合を除きます。</u>)。ただし、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合であっても、当社は、お客様その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じた他のサービスを利用したこと、または利用しなかったことにより発生した営業価値・営業利益の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め間接的、偶発的、特殊的、付随的、結果的または懲罰的損害について責任を負いません。当社がそのような損害発生の可能性について事前に知らされていた場合、および直接損害の発生が当社の責めに帰すべき事由によらない場合も同様とします。</p> <p>2 項・3 項省略</p> <p>第 27 条 内容、規約の変更</p> <p>本規約または本サービスの内容等を変更および一部廃止することがあります。この場合には、本規約またはサービス内容は、変更後の内容によります。本規約の内容を変更する場合には、事前に本サービス上で通知等することにより、お客様にご連絡したものとします。ただし、文言の修正等、お客様に不利益を与えるものではない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略することができるものとします。<u>変更内容がお客</u></p>	<p>第 20 条 責任の制限</p> <p>1. 本サービスに関し、当社に損害賠償責任が生じた場合の上限は、お客様に損害が発生した月に係る利用料の 1 ヶ月分相当額とします。ただし、いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合であっても、当社は、お客様その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じた他のサービスを利用したこと、または利用しなかったことにより発生した営業価値・営業利益の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の間接的、偶発的、特殊的、付随的、結果的または懲罰的損害について責任を負いません。当社がそのような損害発生の可能性について事前に知らされていた場合、および直接損害の発生が当社の責めに帰すべき事由によらない場合も同様とします。</p> <p>2 項・3 項省略</p> <p>第 27 条 内容、規約の変更</p> <p>当社はお客様の認識如何に関わらず、本規約または本サービスの内容等を変更および一部廃止することがあります。この場合には、本規約またはサービス内容は、変更後の内容によります。本規約の内容を変更する場合には、事前に本サービス上で通知等することにより、お客様にご連絡したものとします。ただし、文言の修正等、お客様に不利益を与えるものではない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略することがで</p>
---	--

<p><u>様に不利益となる場合で、かつ、お客様が</u> 変更内容に同意されない場合は、当社は本 サービスの提供を継続する義務を負わず、 お客様は、変更が有効になる前に本サービ スを解約し、ご利用を中止しなければなり ません。解約されない場合、新しい契約条 項を<u>お客様が同意したものとみなします。</u></p>	<p>きるものとしします。お客様が変更内容に同 意されない場合は、当社は本サービスの提 供を継続する義務を負わず、お客様は、変 更が有効になる前に本サービスを解約し、 ご利用を中止しなければなりません。解約 されない場合、新しい契約条項が<u>お客様に</u> <u>適用されます。</u></p>
--	---